

「法人（設立・設置・転入）届出書」の記載要領

本宮市内に普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合又は支店・営業所等を設置した場合は、支店登記の有無にかかわらず法人設立届出書を市長に届けなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考として届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数 1部（会社控を必要とする場合は2部）

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店所在地」欄には、登記してある本店の所在地を記載してください。
- (2) 「経理責任者」欄には、法人税の担当課及び責任者氏名を記載してください。
- (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
- (4) 「申告期限の延長」欄には、申告延長承認の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- (5) 「事業年度」の「平年度」欄には、法令・定款等に定められている事業年度を記載してください。
- (6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本の金額又は出資金額を記載してください。
また、「資本積立金」の欄には、資本積立金の額を記載してください。
- (7) 「事業の目的」欄には、現に営んでいるものを記載してください。
- (8) 「分割区分」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- (9) 「連結納税承認の有無」欄は、法人税の連結納税承認の有無について、該当する方にチェックマークを入れてください。
なお、連結納税承認有の法人は、連結親法人・連結子法人の別についても、該当する方にチェックマークを入れてください。
- (10) 「本宮市内の事務所等所在地」の「事業所等の名称」欄には、支店・営業所等の正式名称を記載してください。
- (11) 「従業者数」欄には、本宮市内の事務所等に従事する人数（臨時・パートを含む）を記載してください。
- (12) 「設置年月日」欄には、本宮市内に事務所等を設置した年月日を記載してください。
- (13) 「関係書類の送付先」欄には、本店所在地以外に申告書等関係書類の送付を希望する場合、その所在地を記載してください。
- (14) 「その他の参考事項」欄には、上記以外の項目で、特に参考となるべき事項がある場合に記載してください。
- (15) 「関与税理士」欄には、関与している税理士の住所・氏名を記載してください。

3 添付書類

- (1) 本店の登記簿謄本（支店登記している場合は、その謄本も含む。）
- (2) 定款・寄付行為・規則又は規約の写し
- (3) 合併の場合は、合併契約書

【提出先及び担当課】

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世2 1 2 番地
本宮市役所 財務部税務課市民税係
電話 0243-24-5345